

～続報：日銀金融政策決定会合(2026年9月)～

政策の局面は変化、為替動向と緩和的な金融環境が利上げを後押し

金融政策は基調物価を2%程度に定着させる局面へ変化

注目された18日会合後の記者会見では植田総裁は、「政策の局面が変化した」との認識を示しました。これは、消費者物価の基調的な上昇率が「2%にだいたいヒットしつつある」との判断に基づくものです。金融政策がこれまでの「物価を2%目標へ押し上げる」局面から、「物価の上下のリスクを対照的にみる」局面へ変化したことを意味します。こうした方針転換の背景として、AI関連需要や原油高、為替の円安進行による物価上振れリスクを具体的に指摘しました(図表1)。市場の期待インフレ率を示すブレイクイーブンインフレ率は足もとで2%に到達しており、インフレ期待が日銀の目標水準に到達したことを示しています(図表2)。今後は物価の上振れ・下振れの双方に対して、より機動的な政策運営が求められる局面に入ったと言えます。

当面の政策金利は1.50%を予想も、為替次第で上振れ余地も

声明文では実質金利の表現が、従来の「短中期ゾーンを中心に、引き続きマイナス」から「短中期ゾーンを中心になお低い水準」へと変更されました。実際、相次ぐ利上げにより実質金利は1～2年でマイナス幅が縮小し、5～10年の中長期ゾーンでは既にプラス圏へ浮上しています(図表3)。しかし、日銀はこのプラス化をもって、「引き締め局面に入った」とは捉えておらず、金融環境は全体として緩和的であると認識しています。植田総裁は金融環境の判断について、「①金利、②銀行貸出、③株価や為替などの資産市場」の3要素に分けて点検する姿勢を示しました。現状、金利面では引き締めまりつつあるものの、銀行貸出や資産市場は依然として緩和的であるとの見方を示しています。また、基調物価の定着を確認する期間中も「何もしないわけではない」と明言しており、物価の上振れリスクが高いことや金融環境が緩和的であることを拠り所に、利上げを継続していく考えを示しています。

特に、会合後も為替市場で円安基調が持続している状況は、日銀による利上げを後押しする要因となります。現時点で当社は、日銀が12月会合で1.50%への利上げに踏み切るとみています。ただし、金融市場では、FRBが10月も利上げを実施するとの見方が高まっており、これに伴う円安リスクへの対応から日銀が追随する可能性もあります。

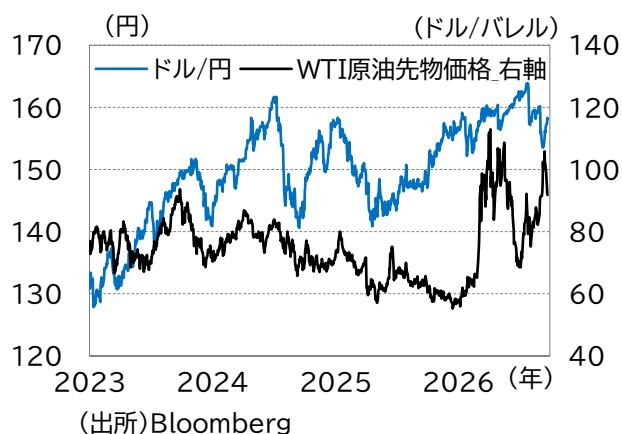
※2026年9月24日のデータは11時時点のものを使用。

※上記は過去の実績及び将来の予想であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

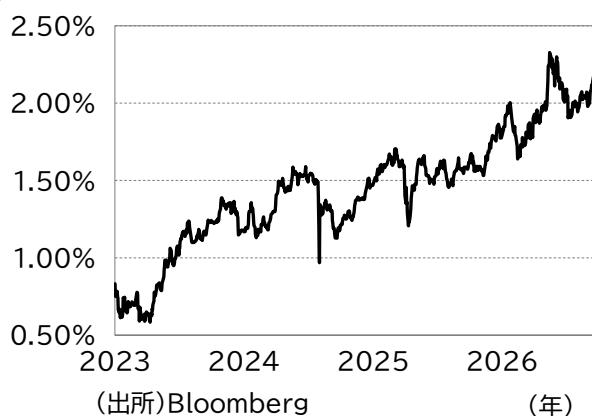
【図表1 米ドル円、原油価格】

2023年1月2日～2026年9月24日、日次



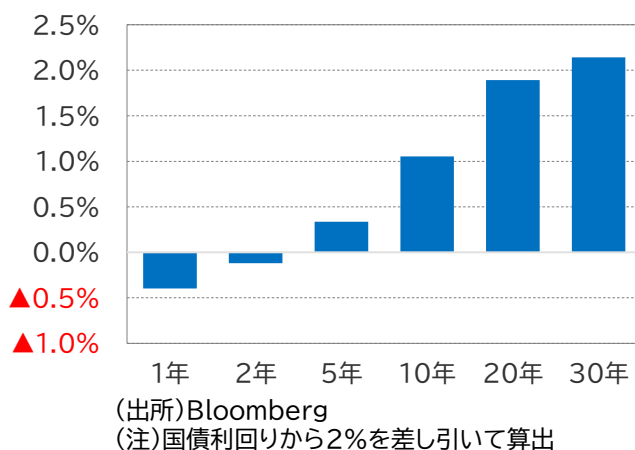
【図表2 ブレイクイーブンインフレ率(10年)の推移】

2023年1月4日～2026年9月24日、日次



【図表3 実質金利(年限別)の推移】

2026年9月24日



(次頁へ続く)

投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%(税込)
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年率1.903%(税込)
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/> サービスデスク 0120-712-016 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

商号等:東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会:一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会